

補聴器	標準型耳掛形	90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。		43,900
	高度難聴用箱形	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は標準型箱形及び標準型耳掛形に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800
	高度難聴用耳掛形			67,300
	挿耳形(レディメイド)	標準型箱形及び標準型耳掛形に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000
	挿耳形(オーダーメイド)		電池	137,000
	骨導型箱形	I E C Pub118-9 (1985) による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レーザー ヘッドバンド	67,000
	骨導型眼鏡形		電池 平面レンズ	120,000
普通型	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 J I S T 9201-1998による。	背もたれ：頭部支持付、チャック付 肘掛け：着脱式 足台：角度可変型、着脱式、外方折りたたみ式 ノブ(駆動輪に使用するもの) シートベルト		100,000

5

身体障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。
平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
高度難聴用耳掛形でFM型の場合は89,000円増しとすることとし、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュール方式による製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。)に適用するものとし、レディメイド

車いす			テーブル スポークカバー クッション 夜光装置		
	リクライニング式普通型	背もたれの角度を変えられることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。		120,000
	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。		232,000
	前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	普通型に準ずる。		100,000
	リクライニング式前方大車輪型	背もたれの角度を変えられることができるもの。 その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。		120,000
	片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	普通型に準ずる。		117,000
	リクライニング式片手駆動型	背もたれの角度を変えられることができるもの。 その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。		133,600
	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。	普通型に準ずる。		160,500
	手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	普通型に準ずる。	A B	82,700 81,000
	リクライニング式手押し型	背もたれの角度を変えられることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。		114,000

5

による製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。
身体障害の状況により、肘掛け、足台又はノブについて付属品欄に掲げるものを調整する場合は、価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、シートベルト、テーブル又はスポークカバーを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また褥創等の障害のある者がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。
夜光装置を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。